

グリーン水素等の国際サプライチェーン構築に向けた共同検討事業 公募要領

1 目的

都は、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向け、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいる。

脱炭素社会の実現に向け、グリーン水素等の利活用を広げていくためには、需要に見合うグリーン水素等を確保する必要があり、このためには都内におけるグリーン水素製造、国内他地域からのグリーン水素調達を進めるとともに、将来的には海外で製造されたグリーン水素等（以下「海外グリーン水素等」という。）の調達が重要となる。また、近隣の川崎臨海部は海外からの液化水素サプライチェーン受入港に選定されるなど、将来的な水素の受入拠点についても整備が進展している。

これらを踏まえ、今後、拡大が見込まれる都内の水素需要及び海外グリーン水素等の本格利用に向けて、海外からの安定的な供給を確保し、都内需要家へ供給できる仕組みを構築するため、国際サプライチェーン構築に向けた国際調査や課題検討等を実施する。

本事業ではグリーン水素等の製造プロジェクトを実施する海外都市や民間企業等の動向を踏まえつつ、海外グリーン水素等の製造拠点から都内需要家までグリーン水素等を供給することを想定した国際サプライチェーン構築に向けた検討を、都と事業者が共同して実施することを目的とする。

2 本事業の概要

(1) 本事業の名称

グリーン水素等の国際サプライチェーン構築に向けた共同検討事業（以下「本事業」という。）

(2) 実施期間

実施期間は、4 (5) に定める協定を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(3) 対象事業

本事業では、国際サプライチェーン構築のため、次の 2 コースの事業可能性調査を実施する。応募者は、提案書提出時にいずれか 1 つのコースを選択すること。

なお、同一の応募者が両方のコースに応募することも可とするが、審査はコースごとに実施するため、各コースへ別個に応募すること。

各コースの詳細は、「3 実施内容」を参照すること。

ア 国際調査コース

海外のグリーン水素等製造プロジェクト（以下、「P J」という。）の規模・進捗を整理するとともに、都内への供給余力の推計を行う。また、都内需要地への調達

に向けた海運状況や国内受入拠点等の検討を行う。併せて、水素製造プロジェクトに参加可能性のある水素関連技術力を持つ都内中小企業等*の抽出等を実施

※ 都内中小企業等とは、都内に本社または支店を持つ大企業以外の企業

イ 国内調査コース

都内事業者が化石燃料から水素へ燃料転換を行う場合の、業種別燃料種別の水素需要量推計を行い、需要量に応じた貯蔵、配送方法を検討し、業種別の燃料転換事例を作成する。併せて、事業者側に改修負担の少ない水素需要の拡大策を提案し、実運用に向けた検討を行い課題の整理等を実施

(4) 都が負担する経費

ア 事業予算及び採択予定件数

本事業の予算（209,000 千円）及び採択件数は、（3）に規定するコースごとに次のとおりとする。

(ア) 国際調査コース

- ・ 事業費上限：139,000 千円
- ・ 採択予定件数：1～2 件（予算の範囲で事業費減額の上採択の場合がある。）

(イ) 国内調査コース

- ・ 事業費上限：70,000 千円
- ・ 採択予定件数：1～2 件（予算の範囲で事業費減額の上採択の場合がある。）

イ 対象経費

本事業の実施に際し、対象となる経費は次の条件に合致するか表に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

なお、消費税、振込手数料等の間接経費は対象経費に含まれない。

- ・ 本事業に必要な経費であること。
- ・ 事業期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。
- ・ 使途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目		内容
人件費		・ 事業の人件費は、パート・アルバイトを含む当該事業に直接従事する者（以下、「事業従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。
事業費	旅費	・ 当該事業に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 ・ 経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。

		- 出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上する。 - 事業者においては当該事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	設備 備品費	- 備品は、取得価格が 100,000 円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう。 - なお、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	- 取得価格が 100,000 円未満の物品に係る経費。 - 取得価格が 100,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。(試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等)
	印刷 製本費	当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。
	通信 運搬費	- 当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等) - 通信運搬費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
	借料及 び損料	- 事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。 - リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、(当該事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。) リース料等については、当該事業の事業期間中のリース等に要

		する費用のみ計上できることとする。
	光熱水費	- 当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 - 光熱水費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
	雑役務費	- 当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等）を計上する。 - 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
	外注・委託費	当該事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。
	一般管理費	- 事業を行うために必要な経費のうち、事業に要した経費としての特定が難しいものの経費。 - 一般管理費率は、事業者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。

※ 上記に含まれない経費であっても、本事業に必要と認められる経費については、支払いの対象となる。具体的な対象経費は４（５）に定める協定により決定する。

３ 実施内容

採択事業者（４（５）に定める協定を締結した事業者をいう。以下同じ。）は、上記目的を踏まえ、海外からの安定的な水素供給を目指し、都内等の需要拡大に対応することが可能なグリーン水素等の国際サプライチェーン構築に向けた事業可能性調査等を、以下のような項目にて、都と共同で実施する。なお、主要なヒヤリング先については、都担当者も同席可能なように事前の調整を行うこと。

１．国際調査コース

（１） 現在の水素サプライチェーン整備状況調査

① グリーン水素等輸出拠点の抽出整理

ア 現在、東京向けに輸出可能な海外拠点（ＰＪ名・港）抽出

事業終了時点（Ｒ８年３月末日）までに輸出可能予定なものも含む

- イ 拠点ごとの輸出可能量の推計
輸出港を推計の拠点とすることが望ましいが、困難な場合には、次のような考え方で概算しても構わない。ただし、推計の考え方は明示すること。
製造拠点年間水素製造量から同国内需要量、他国への輸出量（－日本東京以外需要量も含む）を除した量
 - ウ 拠点ごとの荷積み輸送形態（キャリア及び船舶）の整理
現在の港湾施設で積み込み可能な形態（キャリア）とするが、他キャリア積み込みに向けた港湾の整備計画等がある場合には、その旨注釈する。
 - エ 拠点ごとの輸出可能な水素の最低ロット及び価格調査
価格については、荷積み価格（為替）と荷卸し価格（諸税、運搬費、保険等含む）を併記
- ② 日本国内受入拠点（港）の整理
- ア 現在、日本国内で水素等の受入が可能な拠点（港）の抽出
輸送キャリア別に、港湾内での貯蔵量及び方法、水素の取出方法（クラッキング等）、国内輸送（陸送設備）整備状況等を整理すること。
 - イ 都内水素キャリア別中間貯蔵施設抽出及び利用可能車両の整理
陸揚港から都内需要場所までの間には、小分け配送するための積み替え、中間貯蔵施設が必要なため、輸送キャリアごとに都周辺施設の整備状況を整理し、配送に利用可能な車両の種類及び規模について整理すること。
 - ウ 都内中間貯蔵施設までの水素等陸送可能な港の抽出整理
現状の燃料物流及び②ア及びイの調査結果を踏まえ都周辺中間貯蔵施設若しくは都内まで陸送可能な港を選定し整理する。
- ③ 海運状況の整理
- ア ①で抽出した海外（港）拠点～日本港まで航路（日数）及び制約等の整理
現在運航のタンカーによる航路を参考にサイズ別に輸送日数（積み込み、陸揚、通関含む）の推計及び国際海事機関（IMO）や船荷証券約款の規制、また、我が国の国際海上物品運送法など、輸出対象国の法律などによる制約条件等を整理する。
 - イ 船舶種（輸送キャリア）別、サイズ別の利用可能船舶の整理
日本の主な海運業者別保有船舶（種別、サイズ別）の整理及び航路別コストの調査し整理する。
 - ウ タンカー輸送上の整理及び共同輸送スキームの事業性検討
運送、傭船契約の種別を及び燃料輸入にかかる主な手続きを整理し、手順に応じてフロー図等を用いた解説を作成する。少量輸送若しくは、安価な輸送方法を検討し提案する。
- ④ 水素サプライチェーンの整理

- ア ①～③から次年度に都内輸入可能な水素量及び概要整理
次年度に具体的に調達可能なグリーン水素等の量について、地域、P J ごとに調達可能量等の概要を一覧表に整理する。この際、各P J の公式HPのURLも記載する。
- イ ④アで想定する拠点及び航路を世界地図上等にプロット
④アで作成した一覧表を世界地図上にプロットするとともに、各地域の地図上に詳細な位置、地形、交通拠点との位置関係が分かるようにプロットする。この際、輸出港と関連製造施設を分かるように適切な縮尺の地図を使用する。
- ウ グリーン水素等を輸入する場合の調達スキーム及び課題の整理
実際に調達する場合の条件を整理し、解説するとともに、都が調達に関わる場合のスキームについて提案する。また、④アをもとに、水素調達量及び輸入先を想定し、現在、調達可能な事業者をリストアップするとともに、タンカー選定、調達期間、コスト等について検討し整理する。
- エ (1) の調査を踏まえ、2026 年度から 2029 年度の年度ごとにグリーン水素のサプライチェーンの調達先、運搬方法、受入場所等について提案を行うこと。
- (2) 都がM o Uを締結した地域等におけるP J の整備状況調査
- ① 各地方政府等のグリーン水素等の各製造P J の抽出整理
CO₂を排出しない製造P J を対象とし、原則として海外への輸出を想定したP J を抽出し、地方政府（3 地域程度）等ごとに地図上にプロットするとともに、概要を整理した一覧表を作成する。
なお、必要に応じて都と共同して地方政府関係者等へのヒヤリングを実施する。
- ② 各P J の詳細及び建設スケジュール等の整理
各P J の推進機構又はリーダー企業、連邦及び地方政府等の関与、製造方法、プラント概要（公式HPの説明図等を利用）、完成に向けた段階や時期並びにオフテイク、輸出キャリア、船舶、都内への輸出可能性等についてP J ごとに分かりやすく整理する。
- ③ 各地方政府の都内への輸出品可能量の年度推移等の整理
(2) ①、②の結果を用いて、地方政府毎に製造量、都内への輸出品可能量を集計するとともに、それらを合計し、今後10年程度先までの年度ごとの輸出品可能量の推移を作成する。併せて、④ウで整理した調達スキーム及び調達可能な事業者から各地方政府のP J ごとに適したものを選定し、理由を整理したうえで提案する。
- (3) 水素技術分野別都内中小企業リストの作成

- ① (2) で整理したグリーン水素等の P J の整備分野及び技術要素の整理別紙を参考に各 P J における整備・技術分野を分解整理し、必要に応じて、関連プロジェクトについて、ヒヤリング等により具体的な課題を把握する。

整備・技術分野毎の中小企業等のリストアップ

- (3) ①で整理した整備・技術分野ごとに中小企業等をリストアップし、概要を一覧表で整理する。この際、企業が得意とする分野、これまでの海外展開、今後海外事業への参画意向などについて整理する。
- ② 各中小企業等へのヒヤリング、各 P J ごとのマッチング優先順位等の提案
- (3) ②リストアップ企業のうち、事業内容等から特に重要な企業についてヒヤリング候補を抽出する。ヒヤリング内容及びヒヤリングについては、都と共同して実施する。結果を踏まえ、地方政府ごと、P J ごとのマッチング企業の優先順位を提案する。

(4) その他

- ① CO2 排出量の集約度等国际ルール等の整理

ア ISO/TS 19870:2023(en) の内容整理

(水素技術 - 水素の製造、調整、消費ゲートまでの輸送に関連する温室効果ガス排出量を決定するための方法論)

ISO/TS 19870 : 2023 における水素の温室効果ガス排出量について、規定の内容を整理するとともに、今後規定の変更及び詳細規定の追加等の動向について調査し整理する

イ ISO/TS 19870:2023 を基に製造及び国際海運における考え方を整理

水素製造及び海運における温室効果ガス排出量の算定バウンダリ及び算定方法を図解するとともに、実プロジェクトベースで推計する。我が国の陸揚げ時点の排出量の考え方を図解で整理するとともに、排出量を推計する。なお、推計は考え方を数値で理解するため、考え方の正確性を優先する。

ウ ISO/TS 19870:2023 を基に 1 次基地から最終需要家までの考え方を整理

水素陸揚げ場所（1 次基地）から 2 次基地、最終需要家までの温室効果ガス排出量の算定バウンダリ及び算定方法を図解するとともに、排出量を概算する。なお、概算は考え方を数値で理解するために実施する。

- ② 都が行う水素関連イベント及び説明会等への協力

ア 都が行う水素関連イベント等への協力

本検討事業の目的や成果の概要等について、都と共同してパネル展示を行うなどイベントへの出展に協力する。イベント開催は、2026 年 1 月以降を想定し、イベントは 2 回程度を想定する。

イ 都が行う水素関連説明会への協力

本検討事業の目的や成果の概要等について、説明用スライドを作成し、都

の事業の一環として都と共同して説明を行うなど説明会に協力する。説明会開催は2026年1月以降を想定し、イベントは2回程度、説明は15分程度を想定する。

2. 国内調査コース

(1) 重油等都内燃料消費業種の整理調査

① 都内産業・業種別エネ消費構造調査

重油、灯油、LPG等のパイプライン以外の方法で供給している化石燃料（以下、燃料という。）を使用している業種について、契約実態等に基づき使用量の多い業種、上位20業種程度抽出するとともに、主な消費設備の種別、容量等について整理する。

② 燃料種別規模別設備容量別年間消費量推計

各種燃料の使用状況に、業種や設備等に特徴があれば整理する。同一の業種において、建物規模等により年間の燃料消費量に大幅な差異がある場合には、大中小それぞれ消費量を推計する。また、主要な設備が複数ある場合には、それぞれの消費量を合算して推計し、燃料種別、業種別、規模別に一覧に整理する。

③ 都内立地数の多い産業と都内ポテンシャル推計

(1) ①、②の結果と事業所統計等による産業別都内立地所数から、燃料消費量が多く、事業所の数が多い業種を上位10業種程度抽出し、(1) ②の年間消費量から事業所平均値を算出し、事業所数を乗じて当該業種における都内年間燃料消費量を推計する。

④ 都内都市ガス非供給エリア概況

都市ガス供給会社等の公表資料から、都市ガスパイプラインの敷設状況を調査し、地図上に概要を表示する。

⑤ 都内都市ガス非供給エリア産業集積状況、地域ポテンシャル推計

燃料契約実態等により、都市ガス供給エリア外の地域における燃料消費量のポテンシャルを推計し、地図上にポテンシャルを表示する。この際、地域により燃料種や業種に特徴があれば整理する。

(2) 水素燃料転換及び水素需要量推計

① (1) ②推計燃料消費量から水素消費量を推計

(1) ②で推計した燃料種別、業種別、規模別の燃料消費量から燃料を水素に転換した際の水素の消費量を推計し、需要量を整理する。

② 水素需要量別保管方法及び貯蔵量・施設の検討

(2) ①で推計した業種別、規模別の水素消費量から当該水素消費事業所に

における水素の適正な貯蔵量※1を推計し、貯蔵量に応じた貯蔵方法※2を提案する。この際、当該水素消費事業所の敷地面積等を考慮し、適切な貯蔵スペースで済む貯蔵方法を選択するとともに、既存法令等への抵触等の観点も踏まえ提案すること。

※1 適正な貯蔵量は、重油、LPG等の既存の燃料保管量ベースに推計。

※2 貯蔵方法は、水素の貯蔵形態(圧縮、液化、吸蔵その他)別に提案。

また、貯蔵量に応じ、保管方法が異なる場合には、その閾値を整理する。

(3) 水素需要別配送方法検討

① (2)②で推計及び提案した水素貯蔵形態別に、以下の内容を検討

ア 水素配送方法の検討

低圧、高圧ボンベ、カードル、ローリーなどの容器別に配送方法を検討するとともに、液化、水素キャリアによる配送など水素の状態別の方法についても併せて検討を行う。その際、容器上、配送経路(道路)上、受入施設における法令上、技術上の制約や課題等について整理する。

イ 水素の状態・容器別配送車両及び配送頻度等の検討

水素の状態・容器別に配送車両を検討し、車種及び車両サイズを検討し整理する。また、運搬可能な最大の車両による水素状態・容器別配送量を推計し、配送頻度を推計する。

加えて、既存のガス運搬車両等を参考に、当該検討車両の調達、配送頻度、想定水素卸価格をもとに、容器、配送車両、頻度別に水素の小売価格を概算する。

② 配送方法、貯蔵量別の受け入れ施設について、以下の内容を検討

ア 貯蔵量や貯蔵方法別の受入れ設備等の検討

(3)①の検討内容を踏まえ、(2)で検討した水素消費事業所を想定し、容器、配送車両別に配送車両の敷地内動線、配送車両からの水素の移送設備、水素貯蔵設備等の配置等を検討する。新旧の設備フローを整理するとともに、課題についても整理する。

イ 必要受入設備設置平均面積の算定

(3)②アの検討を踏まえ、水素消費事業所の業種及び水素貯蔵容器別に必要となる平均的な設備設置、車両動線等を概算する。

③ 水素燃料転換検討フロー及び課題等の整理

(1)～(3)までの検討を踏まえ、重油等の燃料を水素に転換する際の検討フローを作成し、業種及び規模並びに水素貯蔵容器、配送について、検討の注意点及び課題等について整理する。

(4) 水素燃料転換事例の作成

① 燃料種別、業種別、規模別燃料転換シミュレーションの実施

(1) から (3) までの検討をベースに、実事例を踏まえ、都と協議の上、立地数の多い業種及び燃料種、規模別に事業所を設定し、原油等の化石燃料から水素への燃料転換についてシミュレーションを行う。(計 10 事例程度)

② 水素燃料転換事例集の作成

(4) ①のシミュレーションを踏まえ、燃料転換前の事例を整理する。

ア 転換前事業所資料整理 (A 3 両面程度)

- ・ 事業所概要 (パース、写真等の外観 (実事例が望ましい))
- ・ 敷地図、関係平面図、業種設備フロー
- ・ エネルギー消費量概要 (エネルギー消費種別内訳)
- ・ 燃料設備詳細

(燃料受入消費設備、需要、設備フロー、消費量、燃料配送、コスト)

イ 転換後事業資料整理 (A 3 両面程度)

- ・ 事業所概要 (パース、写真等の外観 (水素受入設備回り中心))
- ・ 敷地図、関係平面図、
- ・ エネルギー消費量概要 (エネルギー消費種別内訳)
- ・ 燃料設備詳細

(燃料受入消費設備、需要、設備フロー、消費量、燃料配送、コスト)

ウ 比較資料の作成 (A 3 両面程度)

- ・ 受入設備、燃料消費、配送サイクル、コスト転換前後比較
- ・ 課題等の整理 (水素貯蔵、配送、敷地等)

(5) 既存燃料への水素混焼の提案

① 水素混焼が可能な化石燃料の提案

混焼可能性について技術的解説、混焼可能割合、混焼可能な設備の開設提案及び専焼と比較したメリット、デメリットの整理

② (4) の事例を踏まえ、混焼事例の整理

都と協議の上、代表的な燃料転換事例について、業種別に混焼事例の事例集を作成する。

③ 水素混焼の提案と都内水素需要量の推計

水素の需要が一定以上となる水素混焼の導入スキームを提案し、対象となる業種の事業所数 (非都市ガスエリア) 及び混焼率と当該スキームの導入予測推移からの今後 10 年間程度の需要量推計を行う。

④ (5) ③の需要推計から、中間貯蔵施設設置を提案

需要量の増加に応じ、混焼事業所に小分配送するための水素の小分け分配積み替え場の必要性、配送先までの配送距離等の要件を整理し、具体的な中間貯蔵施設を提案する。この際、現に化石燃料等の中間貯蔵施設への併設など

具体的な提案を検討する。

また、中間貯蔵所に必要な設備等について検討し、必要な敷地や技術的、法的制約条件等についても整理する。

- ⑤ (5) ①から④の結果を踏まえ、提案の具体化を行う。

(5) ③から地図上の実際に中間貯蔵施設設置候補地を選定し、概算整備費用の算定、整備期間（法令等の承認含む）、を整理し、提案する。

- ⑥ オペレーション時の課題整理

提案した水素混焼を実現し、運用を開始を想定した場合に、課題となる事項について、水素の調達、1次卸、2次卸、小売りなどの流通経路の段階に応じて整理し、解決策も含め、提案として取りまとめる。

(6) その他事項の整理

- ① 都市ガス供給エリア外の水素需要ポテンシャル推計（燃料別）

これまでの検討を踏まえ、都市ガス以外の化石燃料を燃料転換した際に都内全体でどの程度の水素需要となるか推計する。

- ② 水素需要ポテンシャルマップの作製

(6) ①の推計した地域の水素需要ポテンシャルを都の地図上に需要量の大小が分かるようにプロットする。

- ③ 都が行う水素関連イベント及び説明会等への協力

ア 都が行う水素関連イベント等への協力

本検討事業の目的や成果の概要等について、都と共同してパネル展示を行うなどイベントへの出展に協力する。イベント開催は、2026年1月以降を想定し、イベントは2回程度を想定する。

イ 都が行う水素関連説明会への協力

本検討事業の目的や成果の概要等について、説明用スライドを作成し、都の事業の一環として都と共同して説明を行うなど説明会に協力する。説明会開催は、2026年1月以降を想定し、イベントは2回程度、説明は15分程度を想定する。

4 事業の進め方

(1) 事業者の公募と選定

都は、「3 実施内容」に記載する事業を実施する事業者を次に示すスケジュールに従い公募する。公募に参加する者（以下「応募者」という。）は、「3 実施内容」を基に実施する事業（以下「応募事業」という。）に関する提案書を作成し、期限までに都へ提出する。都は、提出のあった提案書を審査し、採択となった応募者と協定を締結し、応募事業を実施する。

公募要領等の公表	令和7年7月31日（木曜日）午後2時
----------	--------------------

質問の受付	令和7年7月31日（木曜日）午後2時から同年8月5日（火曜日）午後5時まで
質問への回答	令和7年8月8日（金曜日）午前10時
提案書の提出	令和7年8月8日（金曜日）午前10時から同年8月27日（水曜日）午後5時まで
プレゼンテーション 及び審査会	令和7年9月4～5日（うちいずれか指定する日時）
審査結果通知	令和7年9月上旬（予定）

（2） 質問について

本公募に関して、質問事項がある場合は、様式4「質問票」に必要事項を記載の上、次に示す期間中に、電子メールにより送付することとする。電話や訪問等、電子メール以外による問合せについては対応しない。

なお、質問への回答は、令和7年8月8日（金曜日）午前10時に、東京都産業労働局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答は実施しない。

・ 質問受付期間

令和7年7月31日（木曜日）から同年8月5日（火曜日）午後5時受信分まで

・ 提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

（3） 提案書の作成について

「5 応募方法」に記載する内容に基づき提案書を作成し、令和7年8月27日（水曜日）午後5時までに提出すること。

（4） 提案書の審査

審査会において、提出された提案書及び応募者のプレゼンテーションを基に審査を実施し、採択事業者を決定する。（詳細は「応募に関する審査等」に記載）

（5） 協定の締結

都は、前項で決定した採択事業者と事業の期間、内容、体制、スケジュール、役割分担、費用負担等に係る協定（以下「協定」という。）を締結し、事業を実施する。都が負担する経費については2（4）に記載する金額を上限として、対象経費を精査の上、協定で定める。

（6） 報告書の提出

都と協定を締結した者は、協定に定めるところにより、令和8年3月31日までに最終報告書を提出すること。

（7） 費用の支払い

採択事業者は、当該年度に要する経費が確定した後、協定に定めるところにより都に対して経費を報告すること。都は、報告を精査の上、経費の額を確定し、その

後、採択事業者からの請求に基づき支払う。

5 応募方法

(1) 採択事業者の要件

応募者は、単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであり、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

なお、グループで応募する場合は、代表企業を定め、代表企業が応募することとし、その全ての構成企業が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
- オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- カ 暴力団等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
- ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者
- ケ 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(2) 提出書類

応募者は次の書類のア及びイを作成し令和 7 年 8 月 27 日（水曜日）午後 5 時までに都に提出すること。また、添付書類として、ウからキまでの書類を各 1 部提出すること。

ア 参加申込書（様式 1）

イ 事業者提案書（様式 2）

以下の内容を盛り込み、A 4 用紙 15 ページ以内（表紙含まず）とすること。

なお、応募事業で実施しない部分は含む必要はない。また記載順序は問わない。

- ・ 会社の紹介
- ・ 財務状況

- ・ 応募事業に関するこれまでの実施状況（既に F S 等実施している場合はその概要を示すこと。）
- ・ 応募事業の実施体制
事業の実施体制を示すこと。グループで応募する場合、役割分担を明確化すること。
- ・ 応募事業の実施計画
応募するコースの実施内容に応じた実施計画（案）を作成すること。
- ・ 応募事業で実施する内容
「3 実施内容」を基に、これまでの実施状況、応募事業で実施する具体的な内容等を示すこと。

ウ 見積書（様式 3）

- ・ 本様式にて、応募事業に係る必要経費（概算）を示すこと。

エ 会社概要（様式自由、会社パンフレット等）

オ 法人の登記事項証明書

カ 定款又は寄付行為（写し）

キ 印鑑証明書（原本）

ク 納税証明書（法人事業税及び法人住民税）（直近 1 か年分）

（3） 提出方法及び提出先

ア 提出方法

イの提出先に郵送又は持込みで提出すること。なお、5 (2) ア及びイの PDF 形式の電子ファイルを記載した CD-R 又は DVD-R を併せて提出すること。

イ 提出先

以下の提出先に郵送又は持ち込みを行うこと。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第一本庁舎 33 階 S6 会議室

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

（4） 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

ア 採択事業者は、実施する業務について全ての責任を負うものとする。

イ 採択事業者は、都が事業の適切な遂行を確保する必要があると認めたときに、実施する営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。

ウ 都が事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

6 応募に関する審査等

(1) 審査方法

提出された提案書及び応募者によるプレゼンテーションを基に、グリーン水素等の国際サプライチェーン構築に向けた共同検討事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価する。

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	・本事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		実績	・応募者は、応募事業遂行のために必要な知見や実績を十分に有しているか。 ・脱炭素及び経済成長に貢献する取組や事業等に携わった経験があるか。 国際調査コース申請事業者(実績) ・これまで海外における水素関連の調査業務を行ったことがあり、且つ、オーストラリアを含み、中東・北アフリカ、東南アジア、南米に支店を保有している。もしくは地元調査会社との間に調査の協力体制が構築されており、協力して調査した実績を有していること。 国内調査コース申請事業者（実績） ・これまで重油、LPG等の燃料について、小売り、仲卸、卸、配送等いずれかの業務実績を有していること。または、当該事業者との間に調査の協力体制が構築されており、協力して調査した実績を有していること。
2	実施内容	都内におけるグリーン水素等の普及拡大への貢献	・提案内容は、水素を供給する事業者、水素を利用する事業者双方の視点を踏まえた内容であり、グリーン水素等の国際サプライチェーン構築及び都内等における普及拡大につながるものとなっているか。 ・提案内容の実施は、都内等の業務・産業構造を踏まえたグリーン水素等活用が促進される波及効果のあるものとして、都にグリーン水素等の導入による経済波及効果など還元されるものとなっているか。
		妥当性	・提案内容は、都、日本国、供給候補地の国・地域等の計画や国内外の法規制や技術動向、国際条例などを踏まえた妥当なものとなっているか。 ・提案の内容は、新規性・独自性といった観点において、既

			存の取組との差異が明確化されており、優位性等が示されているか。 ・応募事業は東京都の立地や産業等の経済的特性等踏まえたものとなっているか。 国際調査コース申請事業者 ・最新の国際情勢を踏まえ供給側プロジェクトの常用を正確にとらえ、国際サプライチェーンの構築に向けた現実的な提案となっているか 国内調査コース申請事業者 ・都内需要先については、都内等の産業構造を踏まえ、且つ、現状の燃料消費等の需要を踏まえた現実的な提案となっており、且つ、実現可能性の高い（根拠のある）内容と立っているか。
		実現性	・提案内容は、事前の調査や検証に基づいたものとなっているか。 ・提案内容の実施に必要な技術・ノウハウ・課題等を明確に捉えられているか。 ・応募事業は具体化されており、今後、実現の場合があるものとなっているか。
	3 実施体制	実施計画	・実効性のある現実的な実施計画が立てられているか。 ・将来を見据えた計画となっているか。
		実施体制	・提案内容の実施に際し、必要な人員が確保されているか。 ・実施体制において役割分担が明確であり、各プレイヤー間で連携が取れる体制となっているか。 ・専門的な知見の提供等を受けるための体制が構築されているか。
		費用	・提案内容の実施に係る費用について、必要経費が具体的に明示されているか。 ・提案内容の実施期間を通して、費用対効果の高いものとなっているか。

(2) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。なお、審査の結果、事業者の提案経費に調整の必要が生じた場合には、採択結果前にその旨を打診の上、事業継続の意思を確認する。

イ 審査の結果、本事業を実施するものとして提案が採択された応募者は、都と協定を

締結し、協定に基づき本事業を実施する。

7 著作権及び提出書類等の取扱い

- (1) 応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。
- (2) 都は、応募者から提出された提案書等について、採択事業者の選定に関してのみ使用する。また、審査及び実施団体の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。
なお、提出された提案書等は返却しない。

8 その他

- (1) 本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。

9 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メールで行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp